

兵庫県新型コロナウイルス等対策行動計画 新旧対照表

頁	変更前	変更後																				
23	<p>Ⅱ 新型コロナウイルス等対策の考え方 4 本計画における主要な対策 (4)医療体制 ア～オ (略) カ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 諸外国における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、国の備蓄目標により(平成 25 年 6 月政府行動計画:国民の45%に相当する量)、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄する。 抗インフルエンザ薬の備蓄については、国家的な確保が必要である。本県においても、国の方針に基づき、現在の備蓄状況や流通状況及び本県の人口等も勘案して、計画的かつ安定的に備蓄する。</p>	<p>Ⅱ 新型コロナウイルス等対策の考え方 4 本計画における主要な対策 (4)医療体制 ア～オ (略) カ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 最新の諸外国における備蓄状況や医学的な知見等を踏まえ、国の備蓄目標により(政府行動計画: <u>全患者(被害想定において全人口の25%が罹患すると想定)の治療、その他の医療対応に必要な量</u>)、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬を備蓄する。 抗インフルエンザ薬の備蓄については、国家的な確保が必要である。本県においても、国の方針に基づき、現在の備蓄状況や流通状況及び本県の人口等も勘案して、計画的かつ安定的に備蓄する。</p>																				
31 ～ 32	<p>Ⅲ 未発生期の対策 2 情報の収集・分析 (2)サーベイランスの実施 ア 平常時のインフルエンザサーベイランス 県及び保健所設置市は、下に示す5つのサーベイランスを活用して、インフルエンザの発生動向等を把握・分析し、国内・県内のインフルエンザ患者発生動向等を定期的(週報、月報)に公表する。 平常時のサーベイランス体制については関係機関と協調して充実を図る。また、海外発生期(県内未発生期)以降に強化されることとなるサーベイランスについて、速やかに実施できるよう、あらかじめ学校、医師会等関係機関との間で協力体制を構築しておく。 (ア) 医療機関(患者発生)サーベイランス(県健康福祉部、保健所設置市) 県内のインフルエンザ定点の医療機関(平成 25 年 199 か所)における発生動向を週ごとに把握する。 (イ) 検体定点(ウイルス)サーベイランス(県健康福祉部、保健所設置市) ウイルスの性状変化を監視するため、病原体定点医療機関(平成 25 年 20 か所)から定期的にインフルエンザ患者の検体提出を受け、PCR検査や薬剤耐性検査を行う。 (ウ) インフルエンザ入院サーベイランス(県健康福祉部、保健所設置市) 県内の基幹定点(平成 25 年 14 か所)の医療機関におけるインフルエンザによる入院患者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。 (エ) 学校サーベイランス(県健康福祉部、県教育委員会、市町教育委員会) 学校保健安全法等に基づくインフルエンザに係る出席停止及び臨時休業等の情報並びに各学校の欠席者情報等を毎日収集し、学校現場における流行状況を把握する。公立の学校は教育委員会、私立の学校は各所管課と連携して推進する。</p>	<p>Ⅲ 未発生期の対策 2 情報の収集・分析 (2)サーベイランスの実施 ア 平常時のインフルエンザサーベイランス 県及び保健所設置市は、下に示す5つのサーベイランスを活用して、インフルエンザの発生動向等を把握・分析し、国内・県内のインフルエンザ患者発生動向等を定期的(週報、月報)に公表する。 平常時のサーベイランス体制については関係機関と協調して充実を図る。また、海外発生期(県内未発生期)以降に強化されることとなるサーベイランスについて、速やかに実施できるよう、あらかじめ学校、医師会等関係機関との間で協力体制を構築しておく。 (ア) 医療機関(患者発生)サーベイランス(県健康福祉部、保健所設置市) 県内のインフルエンザ定点の医療機関における発生動向を週ごとに把握する。 (イ) 検体定点(ウイルス)サーベイランス(県健康福祉部、保健所設置市) ウイルスの性状変化を監視するため、病原体定点医療機関から定期的にインフルエンザ患者の検体提出を受け、PCR検査や薬剤耐性検査を行う。 (ウ) インフルエンザ入院サーベイランス(県健康福祉部、保健所設置市) 県内の基幹定点の医療機関におけるインフルエンザによる入院患者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。 (エ)学校サーベイランス(県健康福祉部、県教育委員会、市町教育委員会) 学校保健安全法等に基づくインフルエンザに係る出席停止及び臨時休業等の情報並びに各学校の欠席者情報等を毎日収集し、学校現場における流行状況を把握する。公立の学校は教育委員会、私立の学校は各所管課と連携して推進する。</p>																				
37 ～ 39	<p>Ⅲ 未発生期の対策 4 医療体制の備え (1) 医療体制の整備 (県健康福祉部・病院局、保健所設置市、指定(地方)公共機関) ア～ウ (略) エ 県立病院(県立光風病院、県立こども病院、県立がんセンター、県立姫路循環器病センター、県立粒子線医療センターを除く。)は、専用外来を設置する又は外来協力医療機関の要請に応じる。 オ 県立病院(県立光風病院、県立こども病院、県立がんセンター、県立姫路循環器病センター、県立粒子線医療センターを除く。)は、新型コロナウイルス等患者(疑い患者を含む)を受け入れる診察体制について、あらかじめ計画を作成する。 カ～ク (略) (2)～(4) (略) (5) 抗インフルエンザウイルス薬等の対応 ア 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄等(県健康福祉部) (ア) 県は、新型コロナウイルスの発生時の抗インフルエンザウイルス薬の不足に備え、国の備蓄方針(人口の 45%に相当する量を備蓄する)に基づき、本県の備蓄目標量を決定し、計画的に備蓄する。また、備蓄した治療に必要な抗インフルエンザウイルス薬を厳重に管理するとともに、県内保健所、感染症指定病院、専用外来を有する医療機関に配備する。</p> <p>県における備蓄計画(平成 25 年 8 月現在)</p> <table border="1" data-bbox="320 1654 1023 1753"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>国の備蓄目標量(本県分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タミフル</td> <td>930. 2千人分</td> </tr> <tr> <td>リレンザ</td> <td>232. 6千人分</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 県の備蓄は、国の計画に基づき備蓄する。 ・抗インフルエンザウイルス薬の種類や種類ごとの備蓄割合については、今後の国計画の変更等に基づき県の備蓄量や種類を変更する。 ・薬の有効期限の延長等に伴い、一時的に国の備蓄計画量を超えることもある。</p>	種 類	国の備蓄目標量(本県分)	タミフル	930. 2千人分	リレンザ	232. 6千人分	<p>Ⅲ 未発生期の対策 4 医療体制の備え (1) 医療体制の整備 (県健康福祉部・病院局、保健所設置市、指定(地方)公共機関) ア～ウ (略) エ 県立病院(県立ひょうごこころの医療センター、県立こども病院、県立がんセンター、県立姫路循環器病センター、県立粒子線医療センターを除く。)は、専用外来を設置する又は外来協力医療機関の要請に応じる。 オ 県立病院(県立ひょうごこころの医療センター、県立こども病院、県立がんセンター、県立姫路循環器病センター、県立粒子線医療センターを除く。)は、新型コロナウイルス等患者(疑い患者を含む)を受け入れる診察体制について、あらかじめ計画を作成する。 カ～ク (略) (2)～(4) (略) (5) 抗インフルエンザウイルス薬等の対応 ア 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄等(県健康福祉部) (ア) 県は、新型コロナウイルスの発生時の抗インフルエンザウイルス薬の不足に備え、国の備蓄方針(全患者(被害想定において全人口の 25%が罹患すると想定)の治療、その他の医療対応に必要な量を備蓄する)に基づき、本県の備蓄目標量を決定し、計画的に備蓄する。また、備蓄した治療に必要な抗インフルエンザウイルス薬を厳重に管理するとともに、発生時には県内保健所、感染症指定病院、専用外来を有する医療機関等に供給する。</p> <p>県における備蓄計画(平成 30 年2月現在)</p> <table border="1" data-bbox="1673 1669 2371 1890"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>備蓄目標量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タミフルカプセル</td> <td>218. 8千人分</td> </tr> <tr> <td>タミフルドライシロップ</td> <td>105. 4千人分</td> </tr> <tr> <td>リレンザ</td> <td>81. 15千人分</td> </tr> <tr> <td>ラピアクタ</td> <td>40. 5千人分</td> </tr> <tr> <td>イナビル</td> <td>364. 7千人分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>810. 55千人分</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 県の備蓄は、国の計画に基づき備蓄する。 ・抗インフルエンザウイルス薬の種類や種類ごとの備蓄割合については、今後の国計画の変更等に基づき県の備蓄量や種類を変更する。この変更等に伴い、一時的に備蓄計画量を超えることもある。</p>	種 類	備蓄目標量	タミフルカプセル	218. 8千人分	タミフルドライシロップ	105. 4千人分	リレンザ	81. 15千人分	ラピアクタ	40. 5千人分	イナビル	364. 7千人分	計	810. 55千人分
種 類	国の備蓄目標量(本県分)																					
タミフル	930. 2千人分																					
リレンザ	232. 6千人分																					
種 類	備蓄目標量																					
タミフルカプセル	218. 8千人分																					
タミフルドライシロップ	105. 4千人分																					
リレンザ	81. 15千人分																					
ラピアクタ	40. 5千人分																					
イナビル	364. 7千人分																					
計	810. 55千人分																					